

緊急事態宣言の発令に伴う申請・協議等の受付について

当消防本部（署）では緊急事態宣言の発令に伴い、4月8日から当面の間、感染予防のため、下記のとおり申請・協議等の受付を一部変更いたします。

ご不便をおかけしますが、感染予防に関してご協力をお願い申し上げます。

記

1 来庁者の皆さまへ

- (1) 来庁の際はマスクを着用し、庁舎の手指消毒液をご利用ください。
- (2) 庁舎の受付において、来庁者の皆さまの体調確認を行っております。係員のご案内に従っていただき、風邪症状がある場合には来庁をお控えください。
- (3) 消防本部宛ての申請、協議に関しては、東松山消防署の1階にて行っております。ご協力をお願いいたします。
- (4) 緊急事態宣言に伴い、消防本部の機能維持を目的とした臨時異動を行っております。担当者の出勤状態については、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

2 各課の電話連絡先

- (1) 比企広域消防本部 … 0493-23-2266（代表）
- (2) 管理課 …………… 0493-23-2265
- (3) 警防課 …………… 0493-23-2267
- (4) 予防課 …………… 0493-23-2268
- (5) 東松山消防署 ……… 0493-23-2269

※(2)～(4)は平日8:30～17:15まで対応しております。

他の所属の連絡先については、「[連絡先一覧](#)」をご覧ください。

3 その他

新型コロナウイルス感染症に関して

埼玉県の情報については、「[新型コロナウイルスに関連した肺炎について](#)」、
全国の情報については、「[厚生労働省のホームページ](#)」でご確認ください。